

規制基準（抜粋）

（１） 環境保全条例

・騒音又は振動の規制基準

ア) 特定施設及び特定作業に係る騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼 間 午前 8 時から 午後 7 時まで	朝 ・ 夕 午前 6 時から 午前 8 時まで 及び午後 7 時から 午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
工業地域及び工業専用地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

イ) 特定施設及び特定作業に係る振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜 間 午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 デシベル	60 デシベル
その他の地域（ただし工業専用地域を除く）	60 デシベル	55 デシベル

ウ) 拡声機の使用に係る音量の規制基準

区 域 の 区 分	音 量
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	45 デシベル
第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	50 デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 デシベル
工業地域及び工業専用地域	65 デシベル
その他の地域	55 デシベル

(2) 小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例

農 薬 の 種 類	許 容 限 度	検 定 方 法
(殺虫剤)		
イソキサチオン	0.08 mg/ℓ	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正について (平成3年7月30日付け環水土第109号環境庁水質保全局長通知)に定める方法
クロルピリホス	0.02 mg/ℓ	
ダイアジノン	0.05 mg/ℓ	
チオジカルブ	0.8 mg/ℓ	
トリクロロホン (DEP)	0.05 mg/ℓ	
フェニトロチオン (MEP)	0.03 mg/ℓ	
ペルメトリン	1 mg/ℓ	
ペンスルタップ	0.9 mg/ℓ	
(殺菌剤)		
イプロジオン	3 mg/ℓ	
イミノクタジンアルベシル酸塩及び イミノクタジン酢酸塩	0.06 mg/ℓ (イミノクジンとして)	
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04 mg/ℓ	
オキシ銅 (有機銅)	0.4 mg/ℓ	
キャプタン	3 mg/ℓ	
クロロタロニル (TPN)	0.4 mg/ℓ	
クロロネブ	0.5 mg/ℓ	
ジフェノコナゾール	0.3 mg/ℓ	
シプロコナゾール	0.3 mg/ℓ	
チウラム (チラム)	0.2 mg/ℓ	
チオフアネートメチル	3 mg/ℓ	
チフルザミド	0.5 mg/ℓ	
テトラコナゾール	0.1 mg/ℓ	
トリフルミゾール	0.5 mg/ℓ	
トルクロホスメチル	2 mg/ℓ	
バリダマイシン	12 mg/ℓ	
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1 mg/ℓ	
プロピコナゾール	0.5 mg/ℓ	
ベノミル	0.2 mg/ℓ	
ボスカリド	1.1 mg/ℓ	
ホセチル	23 mg/ℓ	
ポリカーバメート	0.3 mg/ℓ	
(除草剤)		
アシュラム	2 mg/ℓ	
エトキシスルフロン	1 mg/ℓ	
シクロスルフアムロン	0.8 mg/ℓ	
シデュロン	3 mg/ℓ	
シマジン (CAT)	0.03 mg/ℓ	
トリクロピル	0.06 mg/ℓ	
ナプロパミド	0.3 mg/ℓ	
フラザスルフロン	0.3 mg/ℓ	
プロピザミド	0.5 mg/ℓ	
ベンフルラリン (ベスロジン)	0.1 mg/ℓ	
MCPAイソプロピルアミン塩及びM CPAナトリウム塩	0.051 mg/ℓ (MCPAとして)	
(植物成長調整剤)		
トリネキサパックエチル	0.15 mg/ℓ	

有害物質の種類	許容限度	検定方法
カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。） 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒（ひ）素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 1,4-ジオキサン 放射性物質の排水濃度	0.01 mg/ℓ 検出されないこと 検出されないこと 0.1 mg/ℓ 0.05 mg/ℓ 0.05 mg/ℓ 0.0005 mg/ℓ 検出されないこと 検出されないこと 0.1 mg/ℓ 0.1 mg/ℓ 0.2 mg/ℓ 0.02 mg/ℓ 0.04 mg/ℓ 1 mg/ℓ 0.4 mg/ℓ 3 mg/ℓ 0.06 mg/ℓ 0.02 mg/ℓ 0.06 mg/ℓ 0.03 mg/ℓ 0.2 mg/ℓ 0.1 mg/ℓ 0.1 mg/ℓ 10 mg/ℓ 8 mg/ℓ 10につきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg 0.5 mg/ℓ	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法及び平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に基づく方法
	(セシウム134濃度) (Bq/L) / 60 + (セシウム137濃度) (Bq/L) / 90 ≤ 1	

一般項目の種類	許 容 限 度	検 定 方 法
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	排水基準を定める省令の規定
生物化学的酸素要求量	20 mg/ℓ	に基づく環境大臣が定める排水
化学的酸素要求量	20 mg/ℓ	基準に係る検定方法
浮遊物質	40 mg/ℓ	(昭和49年9月30日環境庁告示
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	3 mg/ℓ	第64号) に定める方法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5 mg/ℓ	
フェノール類含有量	0.5 mg/ℓ	
銅含有量	1 mg/ℓ	
亜鉛含有量	1 mg/ℓ	
溶解性鉄含有量	5 mg/ℓ	
溶解性マンガン含有量	5 mg/ℓ	
クロム含有量	0.5 mg/ℓ	
大腸菌群数	3,000 個/cm ³	
窒素含有量	120 mg/ℓ	
リン含有量	16 mg/ℓ	

(3) 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
溶出量基準

項 目	基 準 値
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1ℓにつき0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下
1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下
1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg以下
水素イオン濃度	水素指数5.8以上8.6以下

含有量基準

カドミウム	試料 1 kgにつき150mg以下
全シアン	試料 1 kgにつき50mg以下
鉛	試料 1 kgにつき150mg以下
六価クロム	試料 1 kgにつき250mg以下
砒素	試料 1 kgにつき150mg以下かつ埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 kgにつき15mg未満
総水銀	試料 1 kgにつき15mg以下
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 kgにつき125mg未満
セレン	試料 1 kgにつき150mg以下
ふっ素	試料 1 kgにつき4000mg以下
ほう素	試料 1 kgにつき4000mg以下
ダイオキシン類	試料 1 gにつき1,000pg-TEQ以下

*有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

*ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。